

# 令和7年度第1回（4月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

日時 令和7年4月25日（金）午前9時から

場所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 6名

2. 保池委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員  
6. 森委員 8. 石原委員（会長）

欠席した委員

1. 渡委員 7. 重野委員

出席した職員

推進員2名（新元・杉浦）、事務局2名（産業振興課 吉原（代理）、桑野）  
宇検村農政担当（宝村）

## 議事概要

- |              |                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 議事録署名委員の選出 | 委員2・委員3を指名                                                                               |
| 2 会期の決定      | 令和7年4月25日（金）の1日間に決定                                                                      |
| 3 諸般の報告      | なし                                                                                       |
| 4 協議事項       | 議案第1号 農地法第3条について（可決）                                                                     |
| 5 その他        | （1）中間管理機構に係る促進計画案（案）について<br>（2）農地利用集積等促進計画に係る意見徴収について<br>（3）互助会費決算報告<br>（4）次回定例総会の日程について |

## 議事詳細

### 3 諸般の報告

なし

### 4 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。質疑応答の後、全会一致で可決した。

#### 【議案第1号】

事務局 申請者はaさんで、譲渡人がbさん、賃借の権利設定、期間は5年間。それぞれの情報は資料を御覧下さい。土地の所在等につきましては、A地区の一番地、地目は登記簿、現況共に畑、2253㎡。賃料額等の設定は物納としております。

契約期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日。現状の写真につきましては、資料最後に添付してある写真を御覧いただければと思います。

委員4 サトウキビを栽培していた方が、もうやめるといことで跡を継いでほしいということです。高齢化でこれからやめる人が多いと思うので、こういった若い方がどんどん農業をして面積を増やしていけばいいと思います。名前はaさんになっていますが、きょうだいで栽培をするといことで、後々面積も増やしたいといことです。

会長 キビの植え付け？前と一緒。

委員4 はい。そのまま株だししているが、出ていない。猪に食べられています。

会長 半分以上食べられている。

委員4 キビのタネがもうなくて、とりあえずそのまま1回株出しして。後々それをまた種にするために。

会長 この前まで猪にやられていた。

委員4 猪の被害がひどかった。

会長 順調に行っているように見えて、途中から2/3ぐらいは食べられていた。タンカンにしろ、猪の被害はすごい。芋も植えられているみたいだけど、被害が多い。

委員4 2日ぐらいで全滅したと。

会長 水路を通っていくような形で防護柵をしても意味がない。各畑同士つながっているとこで切っていくと、そこから入ってくる。防護柵の、年数が過ぎているところは自分なんかで組んでもらって、どれぐらいの面積を一緒に（すればいいのか）、国からの補助でやってもらうような形のは。

委員5 役場から説明があったとか、状況があれば教えてほしい。計画とか、まだそういう話はない？

事務局 初期段階で設置をしてた阿室は10年経とうとしているので、取り組むとしたらそこの方から、年々、徐々になるのかなというイメージですね。まだ明確に、計画に向けて動き出してはいないと思います。

会長 その計画をやっぱり、前から話をしてるから、立ててもらうようにしないと。毎年国の補助でどれくらい出来るのか。瀬戸内なんかとも聞きながら話をしてもらって。どうやって申請するのか、各農家、集落ごとにでもいいですから、そういうのをあげてもらうような形で。自分なんかで組んで、通りなら通り、自分なんかで測って、メーター数を出す形で役場に持って行って役場に申請するのか。そういうのを産業振興課の方で示してもらえれば。こちらでやりたくてもやれないから。前からずっとそういう話はしているんだけど、一向に進まない。自分が農業委員会やりだしてから、ずっと話はしてるんだけど。それが1回たりともまだ実現されていない。

委員5 その声が一番多いよね。猪とる人もいないし、被害が大きい。

会長 それをする事によって、若い人がやってくれるんだけど、柵もやらんといかん、植えても猪にやられるといのでは、後継ぐ人も継げない。

委員5 それと、優先順位、家庭菜園は期限が切れているから優先するんじゃないくて、農業である程度収入を得ている人と家庭菜園との区別があってもいい。そういう話し合いもしていかないと。家庭菜園に立派な猪柵を回しても意味がないと思う。バンバン役場が条件を出して、守らなかつたらお金を回収するぐらいな形で。

- 会長 出来るんだったら、こちらも面積を出すような形をして、試験的にどこかをやってみてはどうですか。
- 委員4 去年、村長室で皆で話をしたじゃないですか。今までずっと耐用年数を過ぎないと（猪柵の更新が）出来ないと言っていたけど、あの時に出来るみたいというのを古島さんが言ったんですよ。そこは確認した方がいいと思う。
- 事務局 去年の、ですか。確認します。
- 委員5 猪柵はお金はどこから出ているんですか。村単位では出来ない？
- 事務局 村単では厳しいと思いますね。国の事業を使ってしていると思います。
- 委員5 期限が残っていても、クロウサギの被害が大きいからとか、条件が合うから出来るという事が出てくるのでは。
- 事務局 猪防柵が今農地の外周に張っている状態だと思います。耐用年数が過ぎてない状態で、個人個人の畑2～3筆合わせてもう一回内側に回したとしたら、2重で補助を受けている状態になるんじゃないか。それで今までは耐用年数が過ぎた状態で、その柵では使えないから更新するために内側に個人個人で畑を囲うようにしますという考えだと思うんですけど、耐用年数が過ぎていなくても設置できるという話は、大島支庁とも前任の河野が確認取っていたんですけど、話が二三転したり、不明瞭な部分があったりしていたので、もう一度確認を取って、次回定例総会の際に、どんな状況で今後どういう風に進めていきますっていう計画を示せるように繋いでいきたいと思います。
- 会長 何人か組んで出来るよう、早く出来るようにすれば。その分農家にもいいし。
- 委員5 奄美市、瀬戸内、大和村は、猪柵の期限が皆過ぎている市町村で、宇検村だけが切れてないということ？
- 会長 途中途中やっているから。補修してもそうなるでしょ。
- 事務局 補修する場合は補助事業ではなく村の単独で組んでいる事業から修繕しているので、補修したからといって耐用年数が伸びるということはないと思うんですけど。
- 会長 仲田なんか川沿いにしている。下田もそうじゃない？
- 委員5 委員4が言ったように高齢化して、猪がしょっちゅう入って、もう体力がない。じゃあもう早めに切り上げよう、という感じ。悪循環になってくるから、出来れば最優先事項で猪柵はお願いしたい。もし入られた場合に1年の売上が上がらない。防鳥ネットも猪柵を立てると立てやすいから。地域の声としては何故できないかというのがしょっちゅう出ているので、後のことを考えると必要だと思う。
- 会長 そこに何も植えてなければ別にいいんだけど、みかんとかキビとか植えるとどうしても被害にあうのが目に見えているから。ドラゴンなんかもそうでしょ。
- 委員5 猪だけじゃないから、カラスやら何やら色々ある。
- 会長 防護柵さえ補助してもらえれば、自分なんかで設置はするわけだから。その点を考慮して、せめて来年あたりでも順次出来るんだったらやってもらおう形で。来月村長室に行って、その時にまた話をします。5月の定例会が終わってからすぐ行って。よろしくをお願いします。村長ともその点は話をしてもらえますか。5月は26日にやりたいと思います。

議案第1号について、質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

## 5 その他

### (1) 中間管理機構に係る促進計画案（案）について

農政担当より、促進計画案（案）について委員会へ意見を諮ったところ、反対意見はなく承認された。

農政担当 今回4月に提出して6月付けで契約開始する、農地中間管理機構への集積促進計画が14筆で1丁2反発生していることを報告しています。期間は10年間の無償貸借で、集中しているのは地域ごとに委員から説明ありました、新しい担い手の集積と土地の貸し借りを明確にする部分のほうが強いと思います。次回は所有者不明、共有者不明について農地バンクを使った集積を行いたいと考えて、今準備をしているところです。この促進計画につきましては、裏面のコピーにもありますように、去年のブロック別研修会でも出ているとは思いますが、この形では市町村が案を作成して、農業委員会での意見徴収をするという風に謳われているものです。業務に関しては、農業委員会から市町村へ諮るという事もあります。今の段階では地域計画を策定して、それに関する、地域として何をやるっていうところで上がってきた農地を、こうして上げているところです。

委員5 個人でやるのは大変なことなので、行政で動いてくれるのは有難いと思っている。1回やり方を聞いたんだけど、とてもじゃないけど出来ない。出来れば、希望者がいれば役場主導でこうしてやっていただければ助かる。土地の所有権は僕らの代まではいいだろうけど、後になったら訳がわからなくなる。こうして、毎年ちょっとずつでもいいから解消していければいい事だと思う。農地バンクを利用してやっていただけらいい。

### (2) 農地利用集積等促進計画に係る意見徴収について

農政担当より計画の説明があり、意見を募ったところ、個人では大変なので役場を中心にするしてもらえたらありがたい、また、所有者不明農地についての課題などの意見が寄せられた。また、農地バンクの手続きについての質問等もあった。

農政担当 これは異議なし等、バンクに意見を添付することになります。これからバンクへの提出は毎月あるんですけど、12月まで、特に共有者不明農地を洗い出して、バンクに転貸。もしくは、法律の改正が令和5年からあって、以前は契約が20年までというところから40年までに延長されているので、これはまたブロック別研修会でも出るので、そのつもりで聞かれれば理解が深まると思います。40年というのはさすがにないですが、例えば施設するなり、タンカンを植えると耐用年数が20年なので、20年ぐらいまでの契約を結べればというのを目標の1つにしています。なおかつ地域計画、地域をブロック別に括ったりとか、固めて地域の農地を守っていく形を、今年の上半期で1つ提案できたらいいなと考えています。

委員5 土地1つ1つ、湯湾までだったら大きいんだけど、湯湾から離れたら僕が借りてる1箇所だけでも5人位いるとか。農地バンクに出すのもすごく大変、調べ上げるのは相当の手間暇もかかるし。だからそういうのも出来るだけ（役場で）やっ

て欲しい。自分が使っても、畑あちこち借りて何十件借りているかわからない位、途中で忘れる状態なんだけど。湯湾以外はそういう農家があるので、出来れば。集落でもトラブルもなくなるし、貸し借りもスムーズにやりやすいので。また後継者に引き継ぐにしても、そういうのはしていかないと、僕が借りている分5人分と契約しないといけないというのは大変なので、大体固めておけば借りる人も借りやすいと思う。ぜひしていただければ助かります。

委員3 芦検の場合、ほとんどは農地バンクを通してなくて、先輩方からサトウキビ畑を受けついで来たものだから、基盤整備したところは荒らさないで使うというのが基本だから、もし持ち主が返してくれというときは返す、と常会で決めているんです。湯湾あたりとは情勢が違うんだけどね。

農政担当 地域での話し合いが大事だということところが地域計画なので。これをやり出して、あの畑は私の畑なのに返してくれないというような意見が出たりするんですよ。そういうのははっきりするための、使うためには農地バンクはありと思うし、一番よくないのは、畑が荒れたままだとよくないと思うので、地域で話し合っただけで畑を使う、そして所有をはっきりしていくという形が流れだと思っています。

委員5 芦検は崎原と比べたら農業をする人口も多いし、面積に対して人口も多い。崎原なんか数える程しかなくて、3工区まであるんだけど、それが大変なんです。全くわからない。名前すらわからない。台帳に載っているんだけど聞いたことがないような名前ばかりだから、年寄りもわからないところがあるから。

会長 3代先の、とか。

委員5 そう。その方が亡くなって行って、俺らに聞いても、あれは自分なんか昔畑してたのにと人があるし。それはもう基盤整備した後に変わっているんだけど。それには載っているけど、台帳に載っている人が名前すらわからない。

会長 誰のとかはわかるの。

委員3 基盤整備する時、実際シマにいればわかるけど、後から来てるからわからない。

委員5 整備をさばくった人はほとんど亡くなっている。

事務局 昨年度から土地の登記の義務化が始まりましたよね。令和8年度末、3年間は猶予期間で、今からは3年以内に登記をしないと過料が発生するという法律になりました。令和6年4月以前に知った場合はこの3年以内に登記をしてくださいというように法律が変わったんですよ。心配なのが、皆さんのおっしゃる通り、地域の中で相続人ではないけど残っている人に農地をお願いして持ち主が変わっている場合、登記上は元の人の子孫、ひ孫のままのケースがあるんですね。その遺族が権利を放棄したとかで、ずっと耕してる、自分の土地だと思って耕してる土地が、国が回収するとならないか心配しています。3年の間にやれる事はやっておいたほうがいい。時効取得だったりとか、バンクを通して自分の名前を法的な所に届け出しておくというのが必要なんじゃないかなと思っています。あと2年間で、皆さんの手間はかかるかと思うんですが、ご協力いただいて、シマで耕して

の人がずっと農業を続けていられるような状況にしたい。この場所はこの人の権利があるから出来ない、となってしまうかもしれないので。そうならない様をお願いしたいと思っています。

委員5 土地のいっぱいある人は安心して、自分で変えなくてもいいだろうけど、俺らみたいに全部が人の土地借りてたら、きついところがあります。

会長 農地もだけど、一般の宅地も両方ある人もいますから。それが2代3代前の名義になっている場合も、家督相続とか、親の代までは入って来てるのではないかと思う。親がこれに継がせるというので、宅地でも農地でも、その人が生きていれば登記が出来ますので。戸籍なんかも見て家督相続も出来るはずですから。それを利用してやるというのもあるんだけど、それと別に、これからやった人でも次の代にとにかく事前に誰々にさせるとか、ちゃんと、農業委員も各地区でそういう話を話してもらって、次の代に引き継ぐように、名前だけでもいいからやってくれという話をしておいた方がいい。相続だったら自分でやれば4～5千円で済みますから。司法書士に頼んだら1筆でだいたい4～5万かかります。自分で出来るんだったら、法務局で、書類をどんなのが必要で、どうすればいいかというのを教えてくれますので。親子の場合にはそれを早めにやったほうがいい。

委員5 それを出来る状態が過ぎてしまっている。子孫まで追っかけていくのが大変。

事務局 権限があるのをわかっていれば、仮登記というのがあるので、本当の登記ではないから売買は出来ないですけど、持ち主の権利がある1人ですよというのを届けることは出来るんです。一番心配してるのは、相続権がある人が使っていたらいいんですけど、相続権のない人で、口約束で登記をまわさずに売買が成立している場合は、辿って行っても自分の権利は何も出てきませんので、整理して行きましょうというのが一番大事なところだと思います。

委員5 それと、今問題がちょこちょこ出てきているんだけど、ある夫婦に土地を貸して、旦那さんが何か病気で亡くなったと。その人と口契約で貸してるんだけど、嫁さんのほうの孫まで引っ張られていくんじゃないか。そういう心配ごとも、田舎はけっこう出てきている。そういうところをなくす為にも、農地バンクでやるのが最終的に問題解決になると思う。いつまでたっても、貸したけど返してもらえないんじゃないかという話もちらほら出ている。

会長 何もわからない、登記もされていない、それはそれでいいんだけど、登記されている所は早めに自分なんかの世代で次々やってもらったほうが。農地バンクに預けても楽だし。

委員3 農地バンクは面積はいくらからとか、決まっていないの。

農政担当 決まってないです。下限はない。

委員6 名柄は基盤整備されてないから、昔のままですよ。名前がわからない人もいらっしやるし。一部cさんが大々的に借りていますが、もう歳を取って荒地があるんですよね。それをどうするのか、ちょっと悩んでいるんですよ。今まで使ってい

て、体力的に出来ないとか出てくるものですから。

委員5 そうなったら農地バンクは必要。借りたい人がいれば借りやすい。

会長 基盤整備しているところだと面積も名前もわかるからいいんだけど、字図頼りじゃ、絵だから。どれだけ面積が広く描いてあっても小さいところもあるし。誰のところか横にあってというのが分かればいいんだけど。

委員6 農地バンク自体は貸し借り、相手がいなければ出来ないでしょ。

農政担当 預ける、っていう性格なんです。

委員6 預けるだけでも出来る？

会長 誰が借りるといのがあれば貸すけど。

委員6 10aあるけど何とかして、というのは？

農政担当 使う人間が決まっていれば耕作放棄地解消事業というのがあって、荒れてるところを解消して使う人間に。それは出し者と借り手のマッチングが成立しないと出来ないです。

推進員 貸し借りのマッチングが出来て三条申請まで終わっていたら、農地バンクは。

農政担当 かけ替えた方がいい。

推進員 それをしたい場合は？

農政担当 三条であっても合意解約にして、バンクにかけてからも2か月間時間があるので、三条からの乗せ換えが出来ます。それで、色々な補助事業があるんですけど、担い手に集積するのか、持続可能な農業をするのか、地域の核に位置づけられた農家さんに農地がまわるのか、農地バンクを利用しているのか、というのが大きなところなんです。

推進員 書類みたいなのは、どうしたら。

農政担当 これからで、それが発生してからで十分だと思います。全部準備してからじゃなくて、三条からバンクに乗り換えるというのは、転貸面積として数字が上がってきて、見えるものになるから、地図にも落とししていけると思います。今の三条だけだったら当然地図にはあるけど、デジタル、可視化できる状態では今ないので、今準備しているんですけど。

事務局 この間三条申請した件ですね。

推進員 そう、それが相手の方にも農地バンクの話をもうして、それを向こうも望んでいて、そこから先どうやって進めたらいいですか。

事務局 今からその手続きをしたいということです。

推進員 前にもバンクの手続きをしたいという話をして、一回三条をしたほうがいいよと言われて三条をしたんですが。

農政担当 地番と謄本の方をこちらで取り寄せる事が出来ます。そこと合っているかどうかを確認して、あとは所有者、どうなっているかというところ。所有しているかどうか。それでさっき言われたように、相続人ではあるけど他の人の同意が取れているかどうか。

推進員 登記が亡くなった旦那さんの名前で、移されていないで。

農政担当 登記簿謄本をまず見ます。奥さん、被相続者、子供が出てくると思うので、奥さんには1/2の権利があります。他にも相続する権利のある子供さん達がいるので、1/2を子供さんの数で割ります。相続過半といって同意が51%を超えていれば問題なくバンクの方に移行できます。

事務局 三条の時も超えているという確認を取ってまして、そのあと今からどういう手続きをしたらいいかという質問ですね。

農政担当 そうしたら、登録をすぐしてバンクの方に上げます。

事務局 三条の時で資料は全部揃っているのです。

会長 直接、三条申請しないでバンクでいいのでは。

農政担当 相続関係で迷うのがあったらバンクがいいと思います。契約に関しても皆さんの都合のいいようにしていいと思うんですよ。今回三条で上がったものみたいに、5年なのか、長く使うのだったらバンクの10年、20年というものもあるし。貸し借りの内容も、今回上がったのは使用貸借、ゼロ円です。使ってくればいいというのと、自分のものだったりするのが、賃金を発生しない、もしくは1㎡あたり5円の賃貸借あるいは物納、3パターンに分かれる。それぞれ貸す側借りる側都合のいい形ですればいいのではないかと思います。

### (3) 互助会費決算報告・予算(案)について

事務局会計より、令和6年度互助会費の決算報告があり、承認された。

### (4) 次回定例総会の開催について

第1号議案審議の際にあった通り、5月26日(月)を予定。

以上をもって令和7年度第1回定例総会を閉会した。